

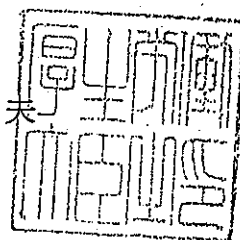
厚生労働省発食安第 0216011 号

平成 19 年 2 月 16 日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳 澤 伯 夫

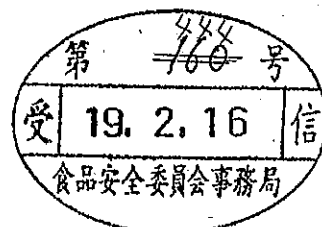


食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に
基づき厚生労働大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項に
ついては、同項ただし書に規定される同法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影
響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき定
められた食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 3
器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法の「2 強度等試験
法」に新しい試験法を設けるとともに、E 器具又は容器包装の用途別規格の「1
容器包装詰加圧加熱殺菌食品（缶詰食品又は瓶詰食品を除く。以下この項にお
いて同じ。）の容器包装」の（4）について、箱状等の容器包装においては上記
の新しい試験による強度評価を適用することができる旨の変更を行うこと。



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（容器包装の強度等試験法）

1. 経緯

現在の容器包装詰加圧加熱殺菌食品（缶詰食品又は瓶詰食品を除く。以下同じ）の容器包装については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第三 器具及び容器包装 E 器具又は容器包装の用途別規格の「1 容器包装詰加圧加熱殺菌食品（缶詰食品又は瓶詰食品を除く。以下この項において同じ。）の容器包装」の（4）において、強度等試験法中の熱封かん強度試験を行うこととされている。

容器包装詰加圧加熱殺菌食品及びその容器包装については、製造技術が著しく進歩した結果、本規格基準の制定当時から使用されてきた袋状容器だけでなく、カップ状、トレー状等の箱状等の容器も開発されている。一方で、袋状の容器を想定した熱封かん強度試験を箱状等の容器の強度評価の試験法とする際には以下の問題点が指摘されている。

- ① 熱封かん強度試験において定められている試験片の採取が困難な容器がある。
- ② 容器の剛性がふた材と胴材とで大きく異なり、安定的に引っ張る力をかけることができない。
- ③ 熱封かん強度試験は、加圧加熱殺菌時及び流通時の応力が熱封かん部にかかる想定で基準値が定められているが、熱封かん部の折り曲げ加工等により強度を高めている場合の強度測定には不十分である。

このため、箱状等の容器の強度試験法として、熱封かん強度試験に加え内圧強度試験を新たに導入するため、関連する規格基準の改正を行うものである。

なお、今回の改正は容器の強度評価に限定されている。容器包装又はこれらの原材料の材質別規格に定める溶出試験等の容器から食品への化学物質の移行を評価する試験とは異なり、試験法の変更が健康に及ぼす影響はなく、あくまで管理手法の適正化を図るものである。

2. 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた上で、告示の改正に係る所要の手続きを進めることとする。